

[事案 23-147] 減額取扱請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

定期保険特約の減額を申し出たところ、約款上の減額の制限に抵触することを理由に減額不可となった。減額の制限金額は社会的に妥当性を欠き、制限規定を濫用しているとし、希望通りの減額を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 8 月に締結した契約（主契約基本保険金額 550 万円、定期保険特約保険金額 2、650 万円）について、平成 23 年 5 月に、主契約と特約の合計が 1,000 万円となるよう、定期保険特約保険金額を、450 万円まで減額したいと申し出た。その際、保険会社より、「本契約の最低保険金額は 2,000 万円となっていることから、定期保険特約部分の死亡保険金額は 1,450 万円までしか減額できない」旨の回答があった。

しかし、生命保険文化センターの資料では、保険金額が 2,000 万円未満の契約が 37.6% で、かつ 1,000 万円未満の契約が 20.1% を占めていることからすると、死亡保険金合計額「2,000 万円」という限度額は社会的妥当性を欠いている。また、減額請求につき最低保険金額を設ける必要性が開示されておらず、請求を拒否することは権利の濫用である。

よって、①定期保険特約保険金額を平成 23 年 5 月（減額請求日）に遡って 450 万円まで減額、②平成 23 年 5 月以降の過払保険料及びこれに対する利息・遅延損害金の支払い、③減額を前提とした解約返戻金及びこれに対する利息・遅延損害金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

生命保険契約は附合契約であり、減額請求における最低保険金額を定める約款規定も当然に契約内容となっている。また、申立人の申立てに応じて 450 万円の減額を認めることは、他の契約者との公平性の観点からも問題である。よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 約款によれば、保険金額の減額は、契約者による一方的な減額請求により効力が生じるものではなく、会社が当該減額を「承認」することにより効力が生じることは明らかである。
- (2) 減額の制限は、生命保険が長期間の契約であり、加入時のみならず、保険期間中も契約管理コストが掛かるため、あまりに小口の契約になると、契約管理コストを賄うことができなくなるため、収支の観点から設けられているもので、合理性の認められる制限である。また、上記趣旨からすると、限度金額が社会的妥当性を欠くものとはいえない。

- (1) 上記限度額自体は約款に規定されておらず、保険会社が社内基準により、死亡保険金合計額「2,000万円」としているものであり、確かに契約者は約款から知ることはできないが、そもそも、保険金額の減額は、いったん締結された契約内容の変更であり、約款に、それを可能とする規定を置いていなければ認められるものではないこと、上記限度額の決定は、収支の観点からの経営判断であることを考慮すると、保険会社が具体的な限度額を社内基準で定めることを、直ちに不当であるということとはできない。(本来、保険金額の減額を「承認」するか否かは、保険会社の自由なはずであるが、保険会社は、公平性の観点から社内基準で一律の限度額を設定しているものであることを考えると、なおさらである。)